館山市有害獣被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱

令和４年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は，有害獣による被害防止を促進し，市内農業者の農業経営の維持安定を図るため，農業者等（複数の農業者の共同利用及び農業法人を含む。以下同じ。）が設置する有害獣被害防止対策設備に要する経費に対し，予算の範囲内で補助金を交付するため，館山市補助金等交付規則（平成１９年規則第３１号。以下「規則」という。）に基づき，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「有害獣被害防止対策設備」とは，当該各号に定める区分によるところとする。

（１）防護柵

　　　有害獣による被害を防止するための電気柵及び物理柵の設備をいう。

（２）捕獲わな

　　　大型の有害獣を捕獲するための箱わな及びくくりわなをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は，次の各号のいずれにも該当する者であって，被害防止対策設備を設置しようとする者とする。

　（１）本市に住所を有する農業者等。

　（２）市税を滞納していないものであること。

　（３）防護柵の設置にあっては，近隣農地の設置状況や立地する農地の地形等により，国・県の採択基準である３戸以上での共同設置が不可能な農業者等。

　（４）捕獲用わなの設置にあっては，わなの狩猟免許を有し，かつ捕獲許可を受けている者を構成員に含み，３名以上で組織された有害獣の被害防止を目的とした活動を実施している団体とする。

（補助事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の名称，補助対象経費及び補助額等は別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）は，規則第５条の規定により補助金交付申請書（別記第１号様式）及び市税の完納証明書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　市長は，補助金の交付の申請があったときは，規則第６条により当該申請に係る書類等の審査をし，交付の可否について決定し，当該申請者に補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第６条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，規則第１３条の規定により補助金実績報告書（別記第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第７条　市長は，前条に規定する実績報告書を受理したときは，規則第１４条により内容を審査し，補助金の額を確定し，補助事業者に補助金交付確定通知書（別記第４号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第８条　補助事業者は，補助金の交付を請求しようとするときは，規則第１７条の規定により補助金交付請求書（別記第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（管理等）

第９条　補助金の交付を受けた者は，補助金の交付を受けて導入した有害獣被害防止対策設備（くくりわなを除く。）を導入した日から起算して５年間管理しなければならない。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

　　　附　則

１　この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

２　館山市有害獣防護柵設置事業費補助金交付要綱（平成２６年２月１４日施行）は，廃止する。

　　　附　則

１　この要綱改正は，令和４年４月１日から適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 補助対象経費 | 補助額，補助上限額 |
| 有害獣防護柵設置事業 | 原則として，次に掲げる防護柵（耐用年数５年以上の防護柵に限る。）の設置の要する経費1. 電気柵
2. 物理柵

※１　防護柵の受益延長が，導入下限延長150ｍを超える計画であること。　２　防護柵の購入先は，館山市内に本店又は支店があり，店舗住所地の領収書が発行できる事業者であること。 | 基準額（電気柵にあっては148円／段・ｍ，物理柵（ワイヤーメッシュ）にあっては2,580円／枚，物理柵（金網）にあっては1,970円／ｍ）に受益延長を乗じて得た額又は補助対象経費の１／２の額のいずれか低い額以内の額（1,000円未満の端数は，切り捨てる。）* 金額はいずれも消費税を含む。
 |
| 有害獣捕獲わな設置事業 | 次に掲げる捕獲用わなの作製に要する資材費（１）箱わな（２）くくりわな※１　作製する基数が，下記の基準を超える計画であること。　　箱わな：　１　基　　くくりわな：　１５　基※２　資材の購入先は，館山市内に本店又は支店があり，店舗住所地の領収書が発行できる事業者であること。 | 基準額（箱わな：20,000円／基，くくりわな：2,000円／基）に作製した基数を乗じて得た額又は補助対象経費の１／２のいずれか低い額（1,000円未満の端数は，切り捨てる。）※金額はいずれも消費税を含む。 |

備考

　１　他の事業との併用による導入又は耐用年数内の防護柵の更新については，補助事業の対象としない。

　２　防護柵の事業予定箇所が，過去５年間に本事業又は国・県等による同様な事業の補助金を受けていないこと。

　３　多獣種に対応するため，物理柵および電気柵を組み合わせた複合柵とする場合は，各上限単価を加えた合計額を上限単価とする。

第１号様式（第４条関係）

館山市有害獣被害防止対策設備設置事業補助金交付申請書

　　年　　月　　日

館山市長　　様

事業主体（申請者）　住所

　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（代表者）　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　年度において館山市有害獣被害防止対策設備設置事業補助金の交付を受けたいので，下記のとおり補助金交付申請をします。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　事業内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業実施個所等 | 事業場所 |  |
| 防護柵 | 延長 | 電気柵　段・物理柵（　　　　　　） | 延長　　　ｍ |
| 面積 | 　　　　　　　　　　　　ａ |
| 単独実施の理由 |  |
| 捕獲わな | 箱わな（　　　　　基）　くくりわな（　　　　　基） |
| 事業費（税込み） | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金（千円未満切捨） | 　　　　　　　　　　　　円（1/2又は上限　　　　　円） |
| 被害対策作物名 |  |
| 被害額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 対象獣 | イノシシ・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・アライグマ・サル・シカ・キョンその他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 購入予定店 | 店名及び住所 |  |
| 電話番号 |  |

３　添付書類

1. 事業実施個所案内図（位置図）【防護柵の場合】
2. 事業実施個所の平面図（設置図）【防護柵の場合】
3. 市税の完納証明書
4. 事業に係る見積書等

（４）団体構成員名簿【捕獲わなの場合】

団体構成員名簿

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者住所 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 代表者連絡先 |  |
| 構成員 |
| 住　所 | 氏　名 | わな猟免許 | 捕獲許可 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※わな猟免許・捕獲許可の確認のため，所持している場合は〇を記してください。

第２号様式（第５条関係）

館山市有害獣被害防止対策設備設置事業補助金交付決定通知書

館農第　号

　　年　月　日

　　　　　　　　　　様

館山市長

　　年　　月　　日付けで申請のあった，館山市有害獣被害防止対策設備設置事業に対する補助金の交付を決定したので，下記のとおり通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

（１）事業者は，館山市有害獣被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱（平成３０年館山市告示第　号）及び館山市補助金等交付規則（平成１９年館山市規則第３１号），その他関係通知の定めるところに従わなければならない。

（２）事業者は，この補助金により取得し又は効用の増加した財産について，関係書類を整備保管しなければならない。

（３）事業者は，この補助金により取得し又は効用の増加した財産について，その処分制限期間内において市長の承認を受けないで，補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供してはならない。

（４）事業者は，この補助金の収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業終了の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（５）前記の条件に違反したときは，この補助金の全部又は一部を返還させることがある。

第３号様式（第６条関係）

館山市有害獣被害防止対策設備設置事業補助金実績報告書

年　　月　　日

館山市長　　様

事業主体（申請者）　住所

　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（代表者）　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　年度において館山市有害獣被害防止対策設備設置事業が完了したので，下記のとおり報告します。

記

１　実績報告額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　事業内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業実施個所等 | 事業場所 |  |
| 防護柵（延長） | 柵（延長　　　　　　　ｍ） |
| 捕獲わな | 箱わな　　（　　　　　基）くくりわな（　　　　　基） |
| 事業費（税込み） | 　　　　　　　　円 |
| 補助金（千円未満切捨） | 　　　　　　　　円 |
| 購入店 | 店名及び住所 |  |
| 電話番号 |  |

３　添付書類

　（１）事業実施個所案内図（位置図）【防護柵の場合】

　（２）事業実施個所の平面図（設置図）【防護柵の場合】

　（３）領収書

　（４）購入した材料の写真【捕獲わなの場合】

　（５）完成物の写真【捕獲わなの場合】

第４号様式（第７条関係）

館山市有害獣被害防止対策設備設置事業補助金交付確定通知書

館農第　号

　　年　月　日

　　　　　　　　　　様

館山市長

　　年　　月　　日付け　館農第　　　号により交付の決定をした館山市有害獣被害防止対策設備設置事業に対する補助金について，　　　　年　　月　　日付けで提出された実績報告書の審査等を行った結果，交付すべき補助金の額を決定したので，下記のとおり通知します。

記

１　交付申請額　　　　　　　　　　　　　円

２　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

３　交付確定額　　　　　　　　　　　　　円

　　　理由（交付決定額と交付確定額に差がある場合）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

第５号様式（第８条関係）

館山市有害獣被害防止対策設備設置事業補助金交付請求書

年　　月　　日

館山市長　　様

事業主体（申請者）　住所

　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（代表者）　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　成　　年　　月　　日付け　館農第　　　号により額の確定があった

　　年度館山市有害獣被害防止対策設備設置事業補助金について，次のとおり請求します。

記

１　交付請求額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店等名 |  |
| 預金種別 | 普通・当座 |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |
| 口座番号 |  |

注　口座名義人は，申請者と同一であること。